



絵本コンシェルジュ紹介の流れ

1. 依頼

- ・依頼者は「絵本コンシェルジュ依頼シート」により、各教育事務所社会教育室へ郵送またはFAXで依頼します。
(「絵本コンシェルジュ依頼シート」は、チラシまたは青少年アンビシャス運動ホームページから入手できます。)

2. 絵本コンシェルジュと詳細な打合せ

- ・絵本コンシェルジュから依頼者に連絡がきます。詳細な打合せを電話等により行ってください。

3. 実施後

- ・青少年育成課まで活動の様子を情報提供（写真等）いただければ幸いです。
- ・青少年育成課より、絵本コンシェルジュの活動に関して簡単なアンケートをお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

4. 問合せについて

- ・Q&Aをご確認のうえ、不明な場合は下記のとおりお問合せください。(連絡先は次ページにあります。)
 - 絵本コンシェルジュの紹介に関する内容 → 各教育事務所
 - 絵本コンシェルジュの養成に関する内容 → 青少年育成課

【絵本コンシェルジュ紹介に関する問合せ一覧】

※活動実施場所の市町村によって、担当の教育事務所が異なります。

申込先	実施場所	TEL/FAX	所在地
福岡教育事務所 社会教育室	福岡市、筑紫野市、 春日市、大野城市、 宗像市、太宰府市、 古賀市、福津市、糸島市、 筑紫郡、糟屋郡	TEL 092-643-0118 FAX 092-643-0121	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合 同庁舎
北九州教育事務所 社会教育室	北九州市、直方市、 中間市、宮若市、 遠賀郡、鞍手郡	TEL 0949-25-1205 FAX 0949-24-3345	〒822-0031 直方市大字植木 1047-1
北筑後教育事務所 社会教育室	久留米市、小郡市、 うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡	TEL 0942-32-3124 FAX 0942-32-3040	〒830-0047 久留米市津福本町今畑 218-1
南筑後教育事務所 社会教育室	大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、 みやま市、三潴郡、 八女郡	TEL 0942-53-7524 FAX 0942-53-7527	〒833-0041 筑後市大字和泉 423
筑豊教育事務所 社会教育室	飯塚市、田川市、嘉麻市、 嘉穂郡、田川郡	TEL 0948-25-2602 FAX 0948-25-4948	〒820-0003 飯塚市立岩 1401-2
京築教育事務所 社会教育室	行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡	TEL 0979-83-3601 FAX 0979-83-3606	〒828-0051 豊前市大字吉木 534-3

※絵本コンシェルジュの養成に関する問合せは、福岡県青少年育成課まで。

福岡県青少年育成課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3615
FAX 092-643-3389
E-mail ambitious@pref.fukuoka.lg.jp

【Q & A】

(絵本コンシェルジュ)

Q：「絵本コンシェルジュ」はどんな人ですか？

A：読書ボランティアを3年以上経験し、乳幼児期の読み聞かせに関する専門的知識を身に付けた方です。

Q：どうすれば絵本コンシェルジュになれますか？

A：青少年育成課が主催する「絵本コンシェルジュ養成講座」の全科目を履修した方を絵本コンシェルジュとして名簿登録しています。絵本コンシェルジュには、修了証書と修了証明カードを渡しています。養成講座の詳細が知りたい方は、青少年育成課までお問合せください。

(謝金)

Q：絵本コンシェルジュに謝金は必要ですか？

A：絵本コンシェルジュは、報酬を得ずに活動することを前提としています。ただし、依頼者が謝金を支払いたい場合、絵本コンシェルジュに受け取りの判断を任せます。

(交通費)

Q：絵本コンシェルジュの自宅から活動場所までの交通費は必要ですか？

A：実費程度の交通費をいただく場合があります。事前の打合せで絵本コンシェルジュにご確認ください。

(「絵本コンシェルジュ依頼シート」(以下、依頼シート)の書き方)

Q：絵本コンシェルジュの都合を伺ってから実施日時を決めたいと考えています。依頼シートの不明な箇所は空白で提出することは可能ですか？

A：現在の予定で記入してください。例えば、実施日時は「〇月頃」、実施場所は「〇〇図書館の予定」、対象者・人数は「保護者及び乳幼児〇名予定」など。

Q：依頼したい絵本コンシェルジュはどのように選ばばいいですか？

A：青少年アンビシャス運動ホームページで、名簿を閲覧することができます。また、依頼する絵本コンシェルジュの記載がない場合は、各教育事務所が選びます。

Q：複数日時の依頼を1枚の依頼シートで提出することは可能ですか？

A：可能です。実施日時の欄に、希望する日時を全て記載してください。ただし、最も早い実施日の1週間前までに依頼シートの提出をお願いします。

Q：複数の場所で実施する依頼は可能ですか？

A：可能です。ただし、複数市町村で実施することにより、依頼先の教育事務所が変わる場合は、その教育事務所ごとに依頼シートを作成して提出してください。同じ教育事務所であれば1枚に複数の実施場所を記載すればよいです。

Q：複数の絵本コンシェルジュを呼ぶイベントを企画したいのですが、可能でしょうか？

A：可能です。1枚の依頼シートで、希望する絵本コンシェルジュを複数名記載してください。

Q：紹介を受けた絵本コンシェルジュに再度依頼する場合、依頼シートの提出は必要ですか？

A：提出の必要はありません。依頼シートは、依頼者が直接絵本コンシェルジュに連絡がとれない場合に、教育事務所に紹介を依頼するものです。

Q：絵本コンシェルジュの中に知り合いがいます。その方に直接依頼する場合も、教育事務所に依頼シートを提出する必要がありますか？

A：提出の必要はありません。依頼シートは、依頼者が直接絵本コンシェルジュに依頼できない場合に、教育事務所に紹介をお願いするものです。

Q：乳幼児以外（例えば高齢者など）を対象にした読み聞かせを依頼することは可能ですか？

A：可能です。ただし、依頼内容によってはご希望に添いかねる場合もあります。

Q：絵本コンシェルジュと詳細な打合せが終わりました。その後、絵本コンシェルジュからキャンセルしたいと連絡があったため、他の方に依頼したいと考えています。再度依頼シートを提出する必要がありますか？

A：担当の教育事務所に連絡してご相談ください。